

2 医安第 1016 号
令和 3 年 1 月 28 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

日頃より本県の薬事行政に御理解と御協力を賜りまことにありがとうございます。

令和 3 年 1 月 22 日付け薬生発 0122 第 6 号で厚生労働省医薬・生活衛生局長から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮ください。

なお、本通知は、薬局の認定制度及び当該制度の創設に伴う薬局機能情報提供制度の改正に関する内容ですが、本県における運用は別途通知いたしますので御承知ください。

担 当	生活衛生部医薬安全課	薬事グループ 監視グループ
電 話	052-954-6303 (ダイヤルイン) 052-954-6344 (ダイヤルイン)	
メ ー ル	iyaku@pref.aichi.lg.jp	